

危機管理マニュアル

【国際交流編】

担当：国際戦略本部

平成28年4月1日版

≪目 次≫

国際交流等に伴う危機管理について（概要）	1～10
危機管理対応	11～28
I. 国際交流等に伴う危機管理の必要性とその必要なケース	(12)
II. 危機管理対応（教職員・学生等の派遣前）マニュアル 1	(13)
III. 危機管理対応（教職員・学生等の派遣後、危機発生時）マニュアル 2	(15)
IV. 外国出張・海外留学等の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断基準 （ガイドライン）マニュアル 3	(18)
V. 教職員・学生等が行うべき危機管理対応 マニュアル 4	(22)
VI. 危機管理対応（外国人留学生等受入れ前、受入れ時の対応）マニュアル 5	(24)
VII. 危機管理対応（外国人留学生等在留中の対応）マニュアル 6	(28)
様式・資料編	29～37
1. 様式 1	(30)
別表 1～5	(31)
三重大大学における国際交流等に伴う危機管理対策要項	(36)

三重大学
危機管理マニュアル
国際交流編
《概 要》

国際交流等に伴う危機管理について（概要）

危機管理内容

1. 危機管理の必要性
2. 国際交流等に伴う危機管理マニュアルと危機対応
3. 危機管理対応のために必ず加入すべき保険

三重大学における国際交流等に伴う危機管理対策要項

- 第1条（目的）
- 第2条（定義）
- 第3条（対象とする事象）
- 第4条（学長等の責務）
- 第5条（危機管理体制の充実のための措置等）
- 第6条（危機管理に関する情報収集）
- 第7条（対策本部の設置）
- 第8条（事案処理の特例）
- 第9条（学長が不在の場合の措置）
- 第10条（雑則）

三重大学・国際交流等に伴う危機管理マニュアル骨子

- I. 国際交流等に伴う危機管理の必要性とその必要なケース
- II. 危機管理対応（教職員・学生等の派遣前）
マニュアル 1
- III. 危機管理対応（教職員・学生等の派遣後、危機発生時）
マニュアル 2
- IV. 外国出張・海外留学の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断基準（ガイドライン）
マニュアル 3
- V. 教職員・学生等が行うべき危機管理対応
マニュアル 4
- VI. 危機管理対応（外国人留学生等受入れ前、受入れ時の対応）
マニュアル 5
- VII. 危機管理対応（外国人留学生等在留中の対応）
マニュアル 6

I. 国際交流等に伴う危機管理の必要性とその必要なケース（概要）

1. 危機管理の必要性

詳細は P.12 をご参照ください。

本学では、大学の国際化をさらに推進することとしている。また、国際化の推進により、今後、学生・教職員の海外渡航の増加や、海外からの受け入れる留学生の増加も見込まれている。海外渡航、海外からの渡日に関し、学生・留学生、教職員の危機管理の観点から、大学として危機発生時の対応すべき内容をあらかじめ策定する。

2. 危機管理対応（マニュアル作成等）の必要なケース

詳細は P.12 をご参照ください。

- マニュアル 1 危機管理対応（教職員・学生等の派遣前）
詳細は P.13 をご参照ください。
- マニュアル 2 危機管理対応（教職員・学生等の派遣後・危機発生時）
詳細は P.15 をご参照ください。
- マニュアル 3 外国出張・海外留学等の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断基準（ガイドライン）
詳細は P.18 をご参照ください。
- マニュアル 4 教職員・学生等が行うべき危機管理対応
詳細は P.22 をご参照ください。
- マニュアル 5 危機管理対応（外国人留学生等受入れ前、受入れ時の対応）
詳細は P.24 をご参照ください。
- マニュアル 6 危機管理対応（外国人留学生等在留中の対応）
詳細は P.28 をご参照ください。

II. 危機管理対応（教職員・学生等の派遣前）

マニュアル1（概要）

1. 派遣前オリエンテーション等の実施

詳細は P.13 をご参照ください。

- 部局が行う派遣先情報などの把握と説明事項

2. 派遣前に大学が想定すべき危機管理対応費用

詳細は P.14 をご参照ください。

- 本学の学生が海外留学・研修中などに死亡、入院、行方不明等になった場合、その対応費用、救援者現地派遣費用、遺体移送費用などが補償される「JCSOS 緊急自己支援システム」には加入し、発生した場合は、当該システムを発動させ大学として対応する。

3. その他

詳細は P.14 をご参照ください。

- 休学の理由が「留学」の場合における留意点
- 協定締結の際の留意点
- 渡航前の健康診断の受診義務（6 ヶ月以上海外渡航の場合）
- 部局等で行う派遣前オリエンテーションへの協力

III. 危機管理対応（教職員・学生等の派遣後、危機発生時）

マニュアル2（概要）

1. 危機のケースと基本的な対応方針

（1）危機のケースと基本的な対応方針

（2）危機の対応方針

詳細は P.15 をご参照ください。

（1）想定される危機発生ケース

- ①天災・テロ・事故等により生死不明
- ②事件・事故等の被害者・加害者など

（2）基本的対応方針

- ①対策本部を設置する場合の対応
- ②対策本部を設置しない場合の対応

1. 危機のケース別対応方法

（1）対策本部を設置する場合の対応

（2）対策本部を設置しない場合の対応

詳細は P.16 をご参照ください。

（1）対策本部の設置

（2）情報の収集・連絡方法

（3）対応の判断と決定および実施

Ⅳ.外国出張・海外留学等の実施、中止、延期、継続、途中帰国の 判断基準（ガイドライン）

マニュアル3（概要）

外国出張・海外留学等の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断基準

- (1) 派遣先社会（国・地域）の事情による判断
- (2) 派遣先大学の諸事情等による判断
- (3) 個人的事情による判断

詳細は P.15 をご参照ください。

(1) 「海外危険情報」の種類と安全対策の目安

「感染症危険情報」の種類と危険度

「海外渡航時の派遣先の安全確認のためのお勧めリンク集」（海外医療情報）

※外務省の海外安全情報に基づく海外安全ホームページ参考

(2) ①派遣先大学における学業継続不可

②派遣先大学を退学処分等となった場合

③派遣先（国、地域）の自然環境の悪化

(3) ①病気、怪我対策

- ・健康診断と有病疾患の管理
- ・入院治療が必要となった場合
- ・留学継続が困難な場合

②犯罪対策

- ・刑法上の犯罪の加害者や被害者となる
- ・薬物等の依存症に罹患
- ・民事上の犯罪の加害者や被害者となる

V.教職員・学生等が行うべき危機管理対応

マニュアル4（概要）

1 渡航前に行う事項 詳細は P.22 をご参照ください。

- (1) 留学・研修等に伴う危機管理に対する心構えと準備すべき事項
- (2) 三重大学での渡航前の手続きや行うべき事項
- (3) 保険への加入と確認すべき事項など
- (4) 国際情勢、渡航先の安全性についての情報収集の必要性

2 渡航後に行う事項 詳細は P.23 をご参照ください。

- (1) 在外公館への在留届提出と危険情報の把握
- (2) 留学・研修先等での危機管理体制把握と三重大学への連絡
- (3) 自己の危機管理

3 危機に遭遇した場合の対応 詳細は P.23 をご参照

- (1) 留学・研修先等の緊急連絡先へ連絡し、指示を受け行動
- (2) 緊急連絡体制（別表 2）に基づき三重大学（部局）へ連絡・相談
- (3) 在外公館への連絡等
- (4) 家族への連絡

VI. 危機管理対応（外国人留学生等受入れ前、受入れ時の対応）

マニュアル5（概要）

1 受入れオリエンテーション時の説明事項等	詳細はP.24 をご参照ください。
◎オリエンテーション時に部局が説明すべき注意事項及び準備すべき事項	
（1）外国人留学生等身上記録の提出 （2）ビザの更新等の把握、学会参加等の届出 （3）定期健康診断の受診や保険(国民健康保険、学生教育研究災害傷害保険等)の加入指導等 （4）危機発生時の連絡窓口の徹底 （5）一時帰国する場合の危機管理対応	
2 平常時の安全管理	詳細はP.24 をご参照ください。
◎平常時、部局が行う安全管理	
（1）外国人留学生等身上記録の変更等の管理 （2）ビザの更新等の把握、学会参加等の届出の管理 （3）定期健康診断の受診の徹底 （4）保険(国民健康保険、学生教育研究災害傷害保険等)の加入状況の把握	
3 受入れオリエンテーション時の説明事項	詳細はP.25 をご参照ください。
（1）自然災害（自身、台風・水害など） （2）犯罪（被害、加害） （3）車両、火災、水難などの事故 （4）健康・衛生（難病、SARS、精神疾患等含む） （5）異文化適応 （6）その他	
4 受入れオリエンテーション時の説明事項	詳細はP.27 をご参照ください。
「留学生救護車費用保険」への加入を勧める	

VII. 危機管理対応（外国人留学生等在留中の対応）

マニュアル6（概要）

1 危機のケース

詳細は P.28 をご参照ください。

- I. 自然災害（自身、台風・水害など）
- II. 犯罪（被害、加害）
- III. 車両、火災、水難などの事故
- IV. 健康・衛生（難病、SARS、精神疾患等含む）

2 基本的な対応方針

詳細は P.28 をご参照ください。

- ・ 本学で定める諸規則、危機管理マニュアル等による
- ・ 対策本部を設置する場合
- ・ 対策本部を設置しない場合

3 派遣元大学等への対応

詳細は P.28 をご参照ください。

- ・ 派遣元大学、当該国・地域の在外公館等とも必要に応じて連絡調整を行う

4 受入れの中止、延期、継続、途中帰国の判断

- ・ 危機の状況、本人の状況等、諸事情を踏まえて判断する。

三重大大学
危機管理マニュアル
国際交流編
《対 応》

1. 国際交流等に伴う危機管理の必要性とその必要なケース

1. 危機管理の必要性

本学は、国際交流・国際協力の拡大と活性化を図るとともに国際的な課題の解決に貢献できる人材を養成し、大学の国際化を目指している。今後、教職員・学生の海外渡航の増加が見込まれ、また、海外から受入れている留学生も312名（平成27年5月1日現在）からさらに増えることが予想されている。大学の国際化に関し、大学として危機管理の観点から、危機発生時の対応すべき内容をあらかじめ策定する必要がある。

2. 危機管理対応（マニュアル作成等）

マニュアル 1

本学の教職員・学生等が外国出張・海外留学などの際に想定される危機発生ケースと危機管理方法

マニュアル 2

学生等を海外へ派遣した後及び派遣中に危機が発生し、それに伴い大学として必要となる対応の内容

マニュアル 3

海外へ留学や研修などのため学生等を派遣する場合や留学中などの学生等に対し、留学・研修などの実施、中止や延期、継続、帰国等の判断をするためのガイドライン

マニュアル 4

本学へ受入れた外国人留学生等のための危機予防策と危機発生時における対応

マニュアル 5

危機発生の予防及び安全確保、危機発生時の学生等が行うべき危機管理対応

* 以上のうちで「マニュアル 5」および「マニュアル 6」以外は、本学の教職員が海外出張などをする場合にも適宜適用する。

II.危機管理対応（教職員・学生等の派遣前）

マニュアル1

1.オリエンテーション等の実施・留学説明会・派遣前オリエンテーション等

部局が行う派遣先情報などの把握と説明事項

- (1) 派遣先（国・地域）の国際情勢の変化や動向（テロ、天変地異、流行病等）を注視し、危険度・危機情報を把握したうえ学生を指導・助言する。→ 外務省海外安全情報や在外公館のホームページ等を利用して情報収集を行う。
- (2) 派遣先（国・地域）の風俗風習、式祭典の特徴や性倫理などの文化的差異を把握し、学生を指導・助言する。
- (3) 派遣先（国・地域）の対日感情や日本人に対するイメージ及び傾向を把握し、学生を指導・助言する。
- (4) 危機管理の専門家を招き、渡航前の危機管理意識の高揚を図るため危機管理セミナーや説明会を開く。
- (5) 派遣学生に留学、研修などの日程、期間、住所、連絡先、留学先大学指導教員等について記載された留学・海外研修届（様式1）を提出させる。また、渡航後それらが変更になった場合は、速やかに大学（部局）へ連絡するよう周知しておく。
- (6) 派遣前に渡航時の危機管理についてオリエンテーションや説明会などで次のような印刷物を配布し、注意喚起を行う。
 - ・「海外安全虎の巻」（外務省）
 - ・「海外で困ったら」（外務省）
 - ・「三重大生のための海外留学ガイドブック」 等
- (7) 「海外旅行傷害保険」、「留学保険」等の資料配付と加入案内も行う。さらにクレジットカード等に自動付帯している保険では、実際に事故に遭遇した場合には、填補されないケースや補償額が充分ではないケースがあることについての説明も行う。また、「海外旅行傷害保険」や「留学保険」などで填補されていない危険については、「学生総合共済」や「学研債付帯海学」などで危険負担がなされていることもあるので、これらについても説明を行う。また、派遣先（留学先）の大学での共済制度や保険制度について調査し、その説明も行うことが望ましい。

- (8) 危機に遭遇した際の連絡体制「危機管理対応体制（国外連絡網:別表 2）」についてあらかじめ説明し、派遣前に確認をさせる。
- (9) 留学・研修期間が 1 ヶ月を超える学生には、派遣前に学生の健康チェックを行うよう指導し、既往症のある学生の派遣に際しては必ず健康診断を義務付ける。
- (10) 派遣先（国・地域）で流行している感染症について把握する。
- 厚生労働省検疫所のホームページ等を利用して情報を収集する。
- (11) 派遣先（国・地域）で流行っている感染症に依拠して、事前に予防接種を受けることについての説明を行う。
- (12) 留学に耐えうる健康状態であることの確認や、無理をして留学した場合に生じる問題について十分に説明を行うこと。
- (13) 留学に伴う心理的なストレスが生じた場合は遠慮せず対応窓口に相談するように説明しておく。

2.派遣前に大学が想定すべき危機管理対応費用

本学の学生が海外留学・研修中などに死亡、入院、行方不明等になった場合、その対応費用、救援者現地派遣費用、遺体移送費用などが補償される「JCSOS 緊急自己支援システム」には加入し、発生した場合は、当該システムを起動させ大学として対応する。

3.その他

1. 休学の理由が「留学」の場合における留意点

各部局で休学届を提出させ、その理由が「留学」の場合、必ず、留学先、連絡方法、留学期間などを「留学・海外研修届（様式 1）」に準じたもので作成し、提出させる。

2. 協定締結の際の留意点

外国の大学等と学術交流・学生交流協定などを締結する際には交流に伴う危機発生時の対応についても協力を得る方策を講じる。

3. 6 ヶ月以上教職員を用務等で海外派遣する場合は、労働安全衛生法により 健康診断の受診義務がある。

4. 部局で行う派遣前オリエンテーションなどは、国際交流チーム、留学生支援室等の協力も適宜得て行う。

Ⅲ.危機管理対応（教職員・学生等の派遣後・危機発生時）

マニュアル2

1.危機のケースと基本的な対応方針

本学の教職員・学生等が外国出張・海外留学中などの際に想定される危機発生のケースとして以下のものが考えられる。

- ・海外において重大な天災、テロ、飛行機・列車事故等が発生し、これらに本学の教職員・学生等が巻き込まれた場合（天災、事件・事故に巻き込まれた場合）
- ・傷病により重篤な状態又は死亡した場合
- ・事件・事故の加害者若しくは容疑者となった場合

それぞれのケースについて、当該危機に遭遇した教職員・学生等の状況等より、次のように対応することとする。

- ・本学の教職員・学生等が、被害者または加害者若しくは容疑者になった場合において、**本人が生死不明の場合**は「国立大学法人三重大学危機管理規程」に基づき**対策本部を設けて対応**に当たる。
- ・生死は明らかになったが、例えば、ハイジャック事件等で、事件・事故等の膠着状態が続いている場合や、解決がついていない場合

⇒【対応1】対策本部を設置する場合

- ・本学の教職員・学生等が、被害者または加害者若しくは容疑者になった場合、あるいは傷病による場合において、**本人の生存あるいは死亡が確認されている場合**には、「国立大学法人三重大学危機管理規程」に基づき**対策本部を設置するか否か学長が決定**する。

対策本部を設置する場合においては、対策本部において適宜対応にあたることとする。

⇒【対応1】対策本部を設置する場合

対策本部を設置しない場合においては、当該部局において適宜対応にあたることとする。

⇒【対応2】対策本部を設置しない場合

- ・事件・事故の加害者若しくは容疑者となった場合になった場合は、事件や事故の解決に向けて関係機関等に協力するとともに、関係機関等の協力を得ながら大学として被害者に対し誠意ある対応を心掛ける。

さらに、以上のことに備えて、危機発生時における留学先（派遣先）大学等の連絡・対応などについて協力を得るための事前の確認と要請も行っておく。

2. 危機の対応方法 【対応1】対策本部を設置する場合

原則として以下の方法により、対策本部の設置し、対策本部において情報の収集・関係機関等との連絡、及び必要な危機対応を行う

1. 対策本部の設置

- ①対策本部を設置することについて、速やかに学長が決定する。
- ②対策本部の組織及び担当業務内容は、別表1のとおりとする。
- ③対策本部の設置場所は、原則として事務局棟2階会議室とし、対策本部員は直ちに対策本部へ集合する。

2. 情報の収集、関係機関等との連絡

- ①対策本部の運営、情報の収集、関係機関との連絡に必要な、設備・施設等を速やかに整備する。（国際電話対応が可能な電話・FAX機器および回線の確保、その他必要な備品等の設置など）
- ②危機発生時の情報収集・連絡などは、文部科学省、外務省、渡航先（国・地域）の在外公館、留学先大学等の協力も得て、原則として「国外連絡網：別表2」に基づき行う。
- ③当該事案に係る情報は適宜、本部長へ報告するとともに、必要な情報については各本部員等へ速やかに伝達し、情報共有を行う。

3. 対応の判断と決定及び実施

- ①本部長は、当該教職員・学生等の被害状況などの情報を参考に、現地対応のための本学教職員の派遣・対応の必要性を検討し決定する。
 - ②現地対応のための教職員を派遣する場合、本部長は直ちに派遣者を決め、対策本部手配・渉外担当（国際交流チーム）において、パスポート及び航空券・ホテル確保等、必要な手配を行う。
- なお、出張命令、予算の執行管理等、必要な学内手続きについては、別途、対策本部手配・渉外担当と当該教職員・学生等が所属する部局（以下「当該部局」という）において連絡・調整を行う。
- ③当該教職員・学生等の家族等親族が現地へ同行する場合、航空券やホテルの手配、現地での対応などについて対策本部手配・渉外担当はサポートする。
 - ④現地対応のために派遣された教職員は、現地大学の担当者、在外公館、警察や病院等の関係機関等と連絡・相談の上、その後の対応方法を検討し、随時、本部長等へ報告・連絡・相談を行い、対応を進める。
 - ⑤対策本部手配・渉外担当は、危機発生について速やかに関係する保険会社に連絡するとともに、必要な手続きがある場合、その準備を進める。

⑥これらの他、本部長は、必要に応じて、関係機関等との連絡調整、広報など、必要な対応を判断・決定し、対策本部員へ指示する。

【対応2】対策本部を設置しない場合

原則として以下の方法により、当該部局において情報の収集・関係機関等との連絡、及び必要な危機対応を行う。

1. 情報の収集、関係機関等との連絡

①当該部局は「国外連絡網（別表2）、学内連絡網（別表3）」に基づき国際交流チーム、学生サービスチーム等の協力を得て危機の発生状況、当該学生の正確な被害状況等の情報収集を行う。

②当該部局は、収集した情報について適宜、学長へ報告する。

2. 対応の判断と決定及び実施

①所属部局長は、当該教職員・学生等の被害状況などの情報を参考に、現地対応のための本学教職員の派遣・対応の必要性を検討し決定する。

②現地対応のための教職員を派遣する場合は、当該部局において、直ちに派遣者を決め、出張命令、パスポート及び航空券・ホテルの手配などの手続きを行う。

③当該教職員・学生等の家族が現地へ同行することになった場合は、航空券やホテルの手配、現地での対応などについて当該部局はサポートする。

④現地対応のために派遣された教職員は、現地大学の担当者、在外公館、警察や病院等の関係機関等と連絡・相談の上、その後の対応方法を検討し、随時、当該部局長へ報告・連絡・相談を行い、対応を進める。

⑤当該部局は、危機発生について速やかに関係する保険会社に連絡するとともに、必要な手続きがある場合、その準備を進める。

⑥これらの他、当該部局長は、必要に応じて、関係機関等との連絡調整、広報など、必要な対応を判断・決定し、実施する。

⑦当該部局は、これらの対応について適宜、学長へ報告する。

⑧当該部局は、必要に応じて適宜、国際交流チーム、留学生支援室等の協力を得る。

IV.外国出張・海外留学等の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断基準（ガイドライン）

マニュアル3

1.外国出張・海外留学等の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断基準

(1) 派遣先社会（国・地域）の事情による判断

(参考) 外務省の海外安全情報に基づく海外安全ホームページ <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

外国出張・海外留学の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断に当たっては、教職員・学生等の派遣部局、事故対策本部は、(1)派遣先社会（国・地域）の事情、(2)派遣先大学の諸事情等、(3)個人的事情に分けて判断する。

派遣先社会（国・地域）の事情による判断は、海外における日本人の安全対策の一環として、外務省から提供されている特定の国又は地域の治安や安全性に関する情報をもとに判断する。その中でも特に、治安の急速な悪化や災害、騒乱、その他の緊急事態が発生、あるいは発生の可能性が高まったと判断される場合には、当該国または地域の治安状況等を次の4種類の「海外危険情報（外務省海外安全ホームページ）」と同様に区分し対応を行う。

- ①「十分注意してください。」
- ②「渡航の是非を検討してください。」
- ③「渡航の延期をお勧めします。」
- ④「退避を勧告します。渡航は延期してください。」

この「海外危険情報」は法令上の強制力をもって渡航を禁止したり、退避を命令したりするものではないが、海外への派遣留学・研修等の実施、中止、延期、継続、途中帰国の判断をする場合これらを十分参考にしながら判断することとする。また「感染症危険情報」も参考に判断することとする。

①「海外危険情報」の種類と安全対策の目安

●「十分注意してください。」

その国・地域への渡航、滞在に当たって特別な注意が必要であることを示し、危険を避けていただくよう勧めるもの・・・実施、継続するが注意を払う。

●「渡航の是非を検討してください。」

その国・地域への渡航に関し、渡航の是非を含めた検討を真剣に行っていただき、渡航される場合には、十分な安全措置を講じることを勧めるもの・・・延期もしくは中止を基本方針とする。

●「渡航の延期をお勧めします。」

その国・地域への渡航は、どのような目的であれ延期されるよう勧めるもの。また、場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性の検討や準備を促すメッセージを含むことがあるもの・・・中止、途中帰国する。

●「退避を勧告します。渡航は延期してください。」

その国・地域に滞在している全ての日本人の方々に対して、滞在地から、安全な国・地域への退避（日本への帰国も含む）を勧告するもの。この状況では、当然のことながら新たな渡航は延期することが望まれるもの・・・中止、即刻帰国する（退避勧告を無視した場合の大学の対応については、その都度関係機関と協議し検討する）。

②「感染症危険情報」の種類等

外務省からは、世界保健機関(WHO)による勧告、発生国の状況（感染状況、医療体制等）、主要国の動向等を踏まえ、状況の変化に応じ、感染症危険情報が発出される。

感染発生国・地域については、WHO の宣言する各フェーズに応じ、以下のパターンで「感染症危険情報」が発出される。

●フェーズ4宣言前（新型インフルエンザ等発生の疑いを把握したとき）

渡 航 者：不要不急の渡航については、延期も含めて検討する。

在留邦人：予め今後の退避の可能性も含めて検討する。

●フェーズ4宣言以降（新型インフルエンザ等の発生が確認されたとき）

渡 航 者：渡航は延期する。

在留邦人：今後、出国ができなくなる可能性及び現地で十分な医療が受けられなくなる可能性もある。退避については、これらの点も含めて検討する。帰国に際しては、停留される可能性もあることに留意する。

●例外的ケース（発生国当局が出国禁止措置をとった場合等）

在留邦人：現地の安全な場所に留まり、感染防止策を徹底する。

参考）WHO の定めるフェーズについて

フェーズ1：ヒトへ感染する動物のインフルエンザウイルスが確認されていない。

フェーズ2：ヒトへ感染しパンデミックを引き起こす可能性を持つ動物のインフルエンザウイルスが確認されている。

フェーズ3：変異したウイルスが散発的に又は小集団にヒト感染を起こしているが、コミュニティレベルでの流行を持続させうるヒトーヒト感染を引き起こしていない。

フェーズ4：コミュニティレベルでの流行を持続させうる形に変異したウイルスのヒトーヒト感染が確認されている。

フェーズ5：フェーズ4と同じウイルスが WHO の1つの地域*に属する2か国以上でコミュニティレベルの流行を持続させている。

フェーズ6：フェーズ5の条件に加え、WHO の別の地域の1か国以上でコミュニティレベルの流行を持続させている。

③ 海外渡航時の派遣先の 安全確認のためのお勧めリンク集

- ・ 外務省ホームページ(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>)
- ・ 外務省渡航関連情報（世界の医療情報）
(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/index.html>)
- ・ 外務省海外安全ホームページ(<http://www.anzen.mofa.go.jp/>)
- ・ 厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/>)
- ・ 厚生労働省検疫所(FORTH)（海外渡航者のための感染症情報）ホームページ
(<http://www.forth.go.jp/>)
- ・ 厚生労働省検疫所(FORTH)（感染症速報データベース）ホームページ
(<http://www.promedmail.org/?p=2400:1000>)
- ・ 国立感染症研究所(NIID)(<http://www.niid.go.jp/niid/ja/>)
- ・ 国立感染症研究所感染症疫学センター(IDSC)
(<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>)
- ・ 世界保健機構(WHO)ホームページ(<http://www.who.int/en/>)
- ・ 米国厚生省疾病管理予防センター(CDC)ホームページ(<http://www.cdc.gov/travel>)
- ・ 一般財団法人海外邦人医療基金(JOMF)（海外医療情報）ホームページ
(<http://www.jomf.or.jp/youhou/>)

(2) 派遣先大学の諸事情等による判断

以下の場合、原則として留学・研修等の中止、延期又は途中帰国をさせる。

- ① 派遣先大学における学業継続不可（学力不足、自然災害、大学の倒産等）
- ② 派遣先大学を退学処分等となった場合
- ③ 派遣先（国・地域）の自然環境の悪化（生活継続が困難化）している場合

(3) 個人的事情による判断 ① 病気・怪我対策

- (1) 留学や長期の研修等（1 か月以上）による渡航予定の学生は、健康診断を受けて、有病疾患の管理を行える準備をさせる。現在、通院して治療中の者については、留学等に耐えられるかについて医師と相談し判断してもらう。また、派遣先での受診医療機関を確かめるなど継続治療を行う体制を整えておくように指導する。
- (2) 派遣中の学生が病気や怪我により 1 月以上の入院治療（緊急の場合を除く。）が必要となった場合には、原則として帰国を促すこととする。透析やリハビリなど自宅療養が必要となった身体疾患の場合も健康管理を優先し、帰国させることが望ましい。
- (3) 留学・研修等の継続困難となる精神科疾患を有する場合、医師やカウンセラーの所見等も参考にし、帰国させることが望ましい。

(4) その他、派遣先（国・地域）によって医療制度や医療保険制度が異なることから、入院、手術治療に関する医療費負担の観点から一旦帰国させて日本で治療させることも検討する。⑥火災発生に備えて宿舍の消火器の設置場所、避難経路、非常口などは入居時に必ず確認するよう指導する。

② 犯罪対策

(1) 刑法に触れる罪を犯す、テロの加害者または被疑者となる。

⇒ 滞在国の法律に基づき処分等を受けることとなり、それを基に適宜判断

(2) 薬物等（法定）の依存症に罹患する。

⇒ 滞在国の法律上の扱いに基づき判断

(3) 民事上の犯罪による加害者・被疑者となる。

⇒ 滞在国（大学・国）の法律等に基づき扱われるのでそれを基に適宜判断

V.教職員・学生等が行うべき危機管理対応

マニュアル4

1.渡航前に行う事項

1. 外国出張・海外留学に伴う危機管理に対する心構えと準備すべき事項
 - (1) 危機発生の可能性があることを十分認識しておく。
 - (2) 危機発生時のシミュレーションを行う。
 - (3) 健康状態のチェック（保健センターなどとの相談や健康診断を受ける。）をする。
2. 海外留学等の渡航前の手続きや行うべき事項
 - (1) 「留学・海外研修届（様式1）」を必ず三重大学（部局）へ提出する。
 - (2) 危機管理に関する説明会やオリエンテーション等へ参加する。
3. 保険への加入と確認すべき事項など
 - (1) 外国出張・海外留学中の危機に備える保険（例:海外旅行傷害保険・学生総合共済等）に加入する。
 - (2) 航空券を手配した旅行会社や航空会社の危機発生時の補償等を確認する。
 - (3) 渡航前に加入した保険の内容について三重大学（部局）に連絡する。
 - (4) 「旅レジ」への登録を行う。
4. 国際情勢、渡航先の安全性についての情報収集の必要性
 - (1) 国際情勢の変化や動向について把握する。
 - (2) 渡航先の現地安全情報（例:外務省・在外公館のHPを活用）を把握する。
 - (3) 渡航先の感染症情報の把握（例:厚生労働省検疫所のHP）と必要な予防接種を受ける。
 - (4) 渡航先の政治・社会・文化、日本との関係や対日イメージなどを理解しておく。
5. 外国出張・海外留学先大学等の危機管理体制などについての情報収集
 - (1) 危機管理体制や危機管理に関するオリエンテーションなどの実施状況を調査する。
 - (2) 外国出張・海外留学先等で加入する危機管理に関する保険の種類や内容を把握する。

2. 渡航後に行う事項

1. 在外公館への在留届提出と危険情報の把握

(1) 災害やテロ等の緊急時の安否確認、退避の手配などの連絡・保護が在外公館から受けられるように旅券法により、3ヶ月以上外国に滞在する日本人は在留届の提出が義務づけられている。また、治安情勢が不安定な国や地域への渡航の場合は、滞在期間が3ヶ月未満でも届け出るようにする。

(2) 在外公館のHPなどで、定期的に留学先の危険情報について把握する。

2. 外国出張・海外留学先等での危機管理体制把握と三重大学への連絡

(1) 外国出張・海外留学先等での危機管理に関する情報収集を行い、オリエンテーションなどには必ず参加する。

(2) 外国出張・海外留学先等の緊急時の対応体制と連絡システムを把握し、三重大学（部局）へ報告する。

(3) 渡航後に加入した保険とその内容について三重大学（部局）に連絡する。

3. 自己の危機管理

(1) 緊急連絡先（留学・研修先等の電話番号や住所など）を記したメモ等を外出の際は必ず携帯する。

(2) 緊急時の家族への連絡体制の確認も行う。

(3) 緊急時の三重大学への緊急連絡体制を確認・準備する。

- ・本人若しくは外国出張・海外留学先等の関係者などから連絡する体制を確保しておき三重大学（部局）に連絡する。

- ・外国出張・海外留学先等の関係者に緊急時の三重大学（部局）への連絡先を知らせておく。

- ・三重大学危機管理対応体制（国外連絡網:別表2）を基本に連絡等が行えるようにしておく。

(4) 海外渡航中は自動車等の運転はしない（違反や事故の場合の手続き、賠償責任やコストの問題などあり）。

3. 危機に遭遇した場合の対応

1. 外国出張・海外留学先等の緊急連絡先へ連絡し、その指示に従って行動する。

2. 緊急連絡体制（国外連絡網:別表2）に基づき三重大学（部局）へ連絡・相談する。なお、自ら連絡できない場合などは、外国出張・海外留学先や在外公館等の関係者に三重大学（部局）への連絡を依頼する。

3. 在外公館の連絡・指示に従って行動する。

4. 家族へ連絡する。

5. 保険会社にも連絡する。

VI. 危機管理対応（受入れ外国人留学生等受入れ前、受入れ時の対応）

マニュアル5

1. 受入れオリエンテーション時の説明事項等（概略）

部局が行う安全管理と危機管理等の説明事項

受入れオリエンテーション時に部局が説明すべき内容は、原則として次の内容を含むこととする。

- ①外国人留学生等身上記録（住所、電話番号、e-mail 等記載）を大学へ提出させる。
- ②ビザの更新等の申告、学会参加、一時帰国、私事旅行など国外に出る場合は、大学へ届け出をするよう説明する。
- ③定期健康診断受診や保険（国民健康保険、学生教育研究災害傷害保険等）への加入を強力に勧める。
- ④危機発生時の連絡窓口の徹底を図る。部局における特に休日の連絡窓口（担当者）は明確にしておく。
- ⑤外国人留学生等が一時帰国する場合の自らの危機管理対応（特にテロ、内乱、SARS 発生時など）については、「派遣学生等が行うべき危機管理対応：マニュアル 4」に準ずる。

2. 平常時の安全管理

平常時は以下の事項について部局は十分安全管理を行う。

- ①外国人留学生等身上記録（住所、電話番号、e-mail 等記載）の変更等の管理を行う。
- ②ビザの更新等の把握、学会参加、一時帰国、私事旅行などで国外に出る場合の届け出管理を徹底する。
- ③定期健康診断の受診を徹底する。
- ④保険（国民健康保険、学生教育研究災害傷害保険等）への加入状況を把握する。

3.受入れオリエンテーション時の説明事項等（個別）

部局は、以下の危機発生における、危機管理対応について、次の事項を受入れオリエンテーション時に説明し、注意を喚起する。

（想定される危機のケース）

- I. 自然災害（地震、台風・水害など）
- II. 犯罪（被害、加害）
- III. 車両、火災、水難などの事故
- IV. 健康・衛生（難病、SARS、精神疾患を含む）
- V. 異文化適応

I.自然災害 a.地震対策

1. 自然災害（地震、台風・水害など）に関する説明事項

（1）地震対策のための説明事項

- ①地震に遭ってもあわてず、クッションなどで頭を保護しながら、落ち着いて行動（避難）する。
- ②地震が発生したらガス器具、電気器具などの元栓を閉じて、避難する。
- ③日頃から携帯ラジオ、懐中電灯、飲料水の常備と避難場所などをチェックし、家具の転倒防止等の対策をしておく。
- ④津波の恐ろしさを知っておく。

I.自然災害 b.台風・水害対策

（2）台風や水害に備えるための説明事項

- ①台風や大雨の際には川、海には近づかない。また、不要不急の外出を避けるなど、むやみに出歩かない。
- ②日頃から携帯ラジオ、懐中電灯、飲料水や非常食などを常備する。
- ③情報の入手方法（ラジオ、テレビ、携帯電話の災害情報）などを確認、設定し、避難場所などの確認をしておく。
- ④台風や大雨の際、テレビ、ラジオなどの気象情報をチェックし、注意をはらう。また、必要に応じて避難をする。

II. 犯罪

2. 加害者にならないように我が国の法律は遵守すべきこと、また、被害に遭った時の以下の対応法を周知する。

- ①警察、救急（110,119）への連絡と、大学対応者への連絡（連絡窓口周知）を忘れないよう徹底する。
- ②被害に遭った時の警察、病院との対応の場面などで言葉の問題があり、大学の相談者（通訳等）が欲しい場合の対応方法も周知しておく。

III. 車両、火災、水難などの事故

3. 交通事故・火災事故防止などの安全確保のための説明事項等

- ①自動車や二輪車に乗る場合はあくまでも自己責任の重さを認識するよう徹底する。
- ②自動車や二輪車に乗る場合は、必ず任意保険に入ること。
- ③事故の報告:警察、救急（110,119）への連絡と、大学対応者への連絡（連絡窓口徹底）を忘れないよう指導する。
- ④言葉の問題があり、相談者が欲しい場合の対応も周知しておく。
- ⑤火災事故の発生に備えて、必ず「留学生住宅総合補償」などの火災保険に加入するよう勧める。
- ⑥火災発生に備えて宿舍の消火器の設置場所、避難経路、非常口などは入居時に必ず確認するよう指導する。
- ⑦宿舍に備え付けてある消火器の扱い方についても必ず確認するよう指導する。
- ⑧大学は、交通事故死を想定して、初動対応（遺体確認と家族への連絡、遺族の来日、経済的な問題、パスポート・ビザ、遺体安置と葬儀）の要点を日頃からシミュレーションしておく。

IV. 健康・衛生

4. 健康・衛生面に関する説明事項等

- ①定期健康診断受診を徹底させる。
- ②長期の病休となる場合の連絡窓口、相談窓口をはっきり示しておく。
- ③国民健康保険未加入による問題点や保険が効かない事態を想定し、説明しておく。
- ④入学時、来学時の既往症をチェックし、日頃から外国人留学生等の健康状態を把握しておく。
- ⑤重篤な病気や難病指定を受けた場合などは、外国出張・海外留学等の継続が困難となり受入れ部局長等の判断で母国へ帰国させる可能性もあることを周知しておく。
- ⑥最悪の事態を想定した対応策（保険を使うのが望ましい。）を考えておく。例えば、病気入院を想定し、それが危険な手術・難病であったとして、以下の点からシミュレーションをしておく。
 - a) 対策チームの編成をどうするか。
 - b) 手術までの対応（病状説明（言葉の問題）、親の呼び寄せ同意、入院時の保証人確保）を考えておく。
 - c) 手術後、退院後の介護サポート体制（本人の要望の把握と対応）の問題を視野に入れておく。
 - d) 経済的な問題（医療費、保険加入状況、本人の在学身分と学費、退院後の生活費）を検討しておく。

V. 異文化適応

5. 生活習慣、宗教などに関係する問題発生時の相談窓口、カウンセリング（精神面におけるケア・サポート）体制を明確にし、説明しておく。

VI. その他

6. 人間関係、様々なハラスメント（セクハラ、アカハラ、パワハラなど）、学業・進路、学費、経済的問題等が発生した場合についての対応体制を説明しておく。言葉の壁がないような対応方法も考えておく。

4.大学が外国人留学生等に参加を勧める保険

外国人留学生等が留学中などに死亡又は重篤な病気になったり怪我をした場合の大学の対応で、家族を呼び寄せるための費用や遺体移送費用、火葬費用などを準備しなければならない事態も想定される。このことから、大学は、「留学生救援者費用保険（遺体移送費用や火葬費用などが補償される）」への加入を勧める。

VII. 危機管理対応（外国人留学生等在留中の危機対応）

マニュアル6

1. 危機のケースと基本的な対応方針

本学で受け入れている、外国人留学生などに想定される危機発生ケースとしては、以下のものが考えられる。

（想定される危機のケース）

- I. 自然災害（地震、台風 など）
- II. 犯罪（被害、加害）
- III. 車両、火災、水難などの事故
- IV. 健康・衛生（難病、SARS、精神疾患を含む）
- V. 異文化適応
- VI. その他（人間関係、ハラスメント、修学・学費などに関する問題）

2. 危機の対応方法

本学の外国人留学生等に危機が発生した場合の対応及び情報収集・連絡は、原則として、本学で定める諸規則、危機管理マニュアル等による他、本マニュアルに定める方法による。

本学の外国人留学生等に危機が発生した場合、「国立大学法人三重大学危機管理規程」に基づき**対策本部を設置するか否か学長が決定する。**

対策本部を設置する場合においては、対策本部において適宜、必要な対応にあたることとする。

⇒「マニュアル2【対応1】対策本部を設置する場合」と同様の対応とする。

対策本部を設置しない場合においては、当該部局において適宜、必要な対応にあたることとする。

⇒「マニュアル2【対応2】対策本部を設置しない場合」と同様の対応とする。

また、情報収集・連絡は、関係機関等の協力も得て、原則として別表 1,3,4,5 に基づき行う。

3. 派遣元大学等への対応

危機対応が必要となった場合には、学の外国人留学生等の派遣元大学、当該国・地域の在外公館等とも、必要に応じて連絡調整を行い、

4. 受入れの中止、延期、継続、途中帰国の判断

受入れの中止、延期、継続、途中帰国の判断に当たっては、学生本人の状況・希望、派遣元大学等の判断、当該国・地域の情勢や、国家等間の状況を踏まえ判断する他、本学で定める諸規則により対応を判断する。

三重大大学
危機管理マニュアル
国際交流編
《様式・資料》

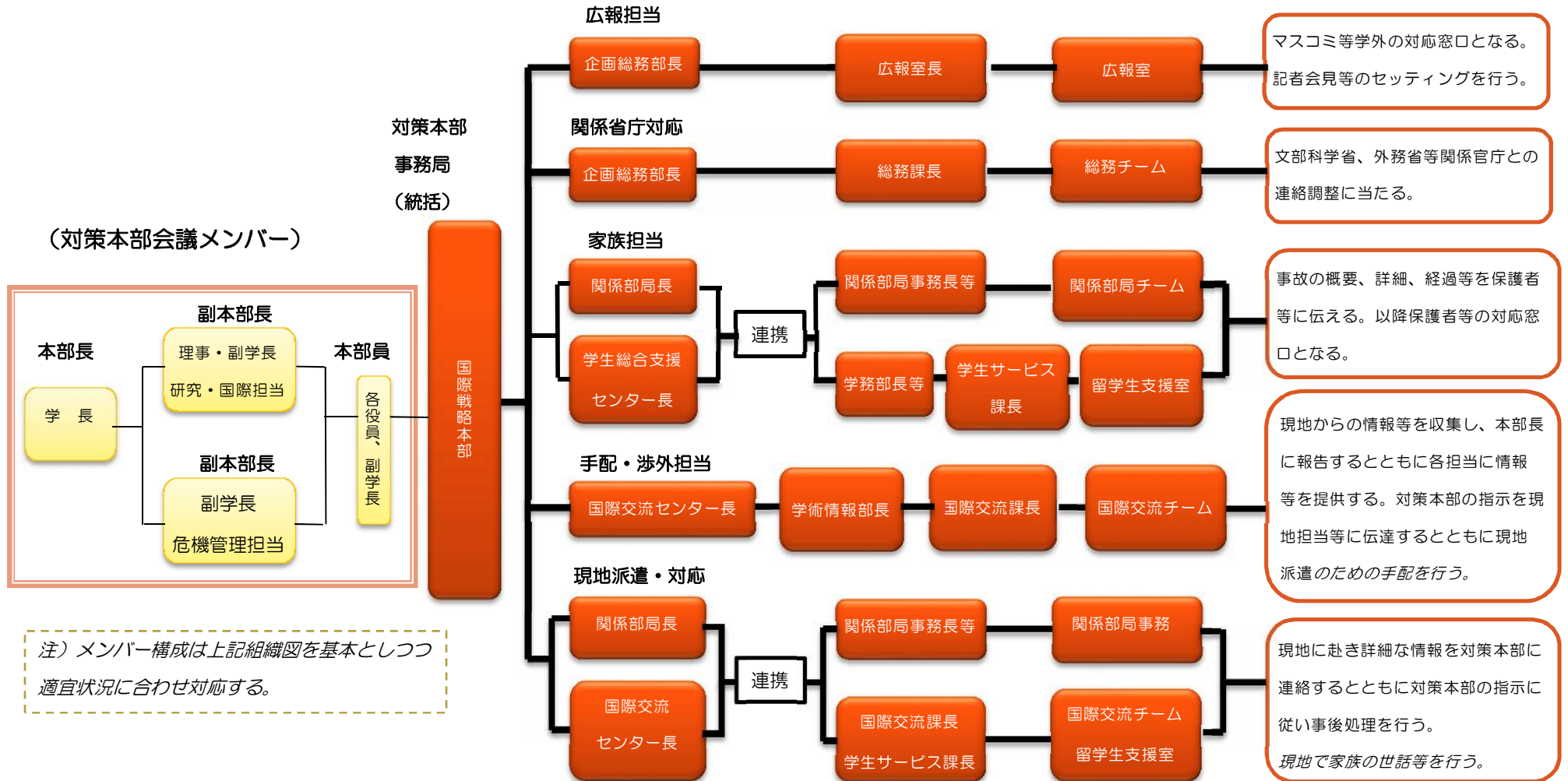
様式 1

留 学 ・ 海 外 研 修 届

氏名		学籍番号	
所属部局			
指導教員氏名			
所属専攻		職名	
国名			
留学（研修）先機関			
学部 / 研究科			
住所			
留学（研修）期間	20 年 月 日 ~ 20 年 月 日		
留学（研修） プログラム名 （※特にない場合は 記入不要）			
留学（研修）費用支援の 有無	・有 （支援機関： 支援内容： ） ・無		
パスポートNo.		有効期限	20 年 月 日
ビザの種類		ビザ照会番号	
学生教育研究災害傷害保険 加入 ・ 未加入			
海外旅行者傷害保険等 （※提出時未加入の場合は、加入後、下記情報を担当係に連絡してください）			
会社名		電話番号	
保険証番号		保険タイプ	
出国予定日	20 年 月 日	便名	
出発地		到着地	
帰国予定日	年 月 日	便名	
出発地		到着地	
国内緊急連絡先1 （※電話番号は、携帯番号など、必ず連絡のとれる番号を記入してください）			
氏名		続柄	
住所			
電話番号			
国内緊急連絡先2 （※電話番号は、携帯番号など、必ず連絡のとれる番号を記入してください）			
氏名		続柄	
住所			
電話番号			

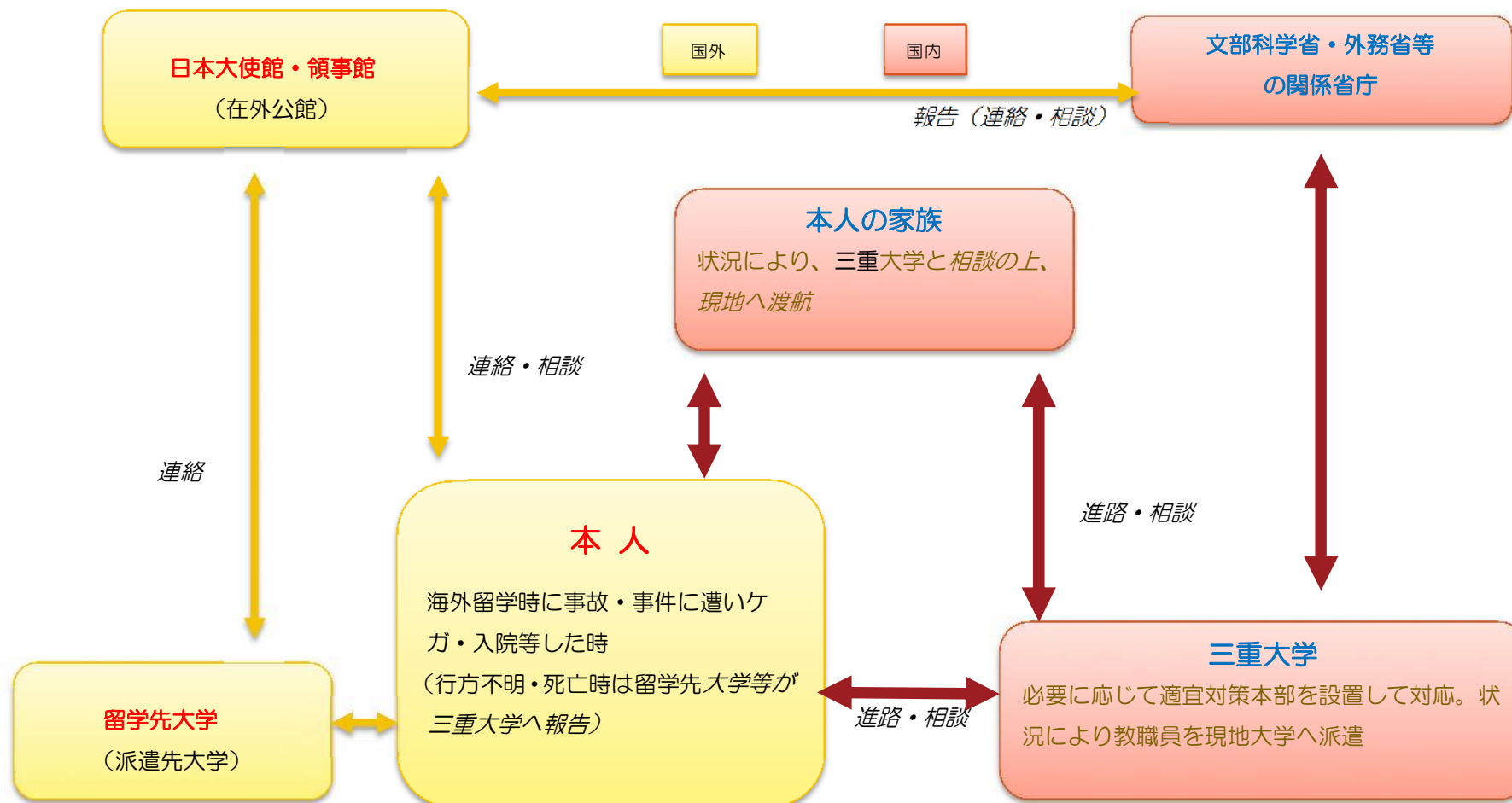
※経由地がある場合は、フライトスケジュール（写）を添付のこと。

別表1 三重大学における国際交流等に伴う危機管理対策本部組織図



別表2 海外留学時等の危機管理対応体制

「留学・研修先などで事件・事故等が発生した場合の連絡網の体制」(国外連絡網)



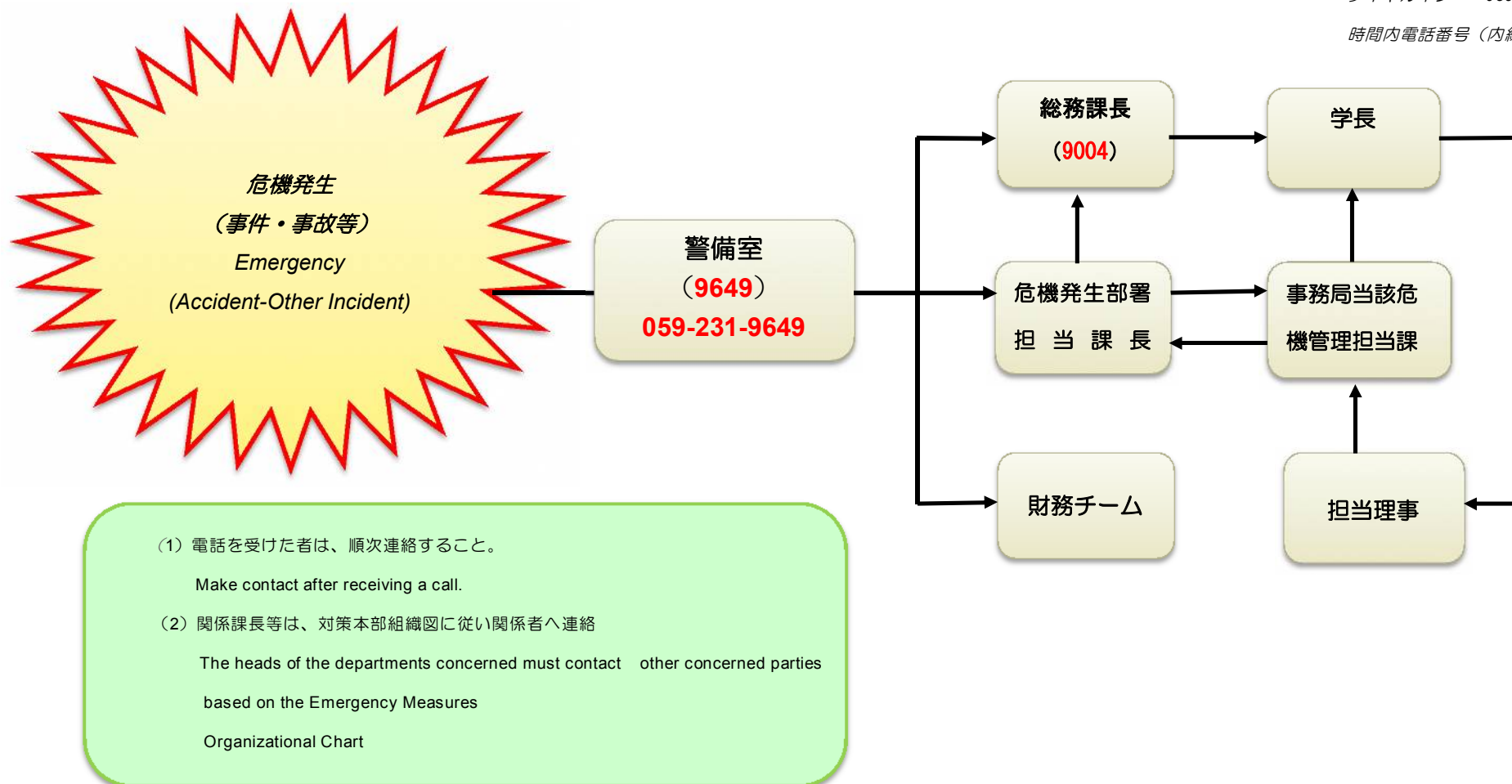
別表3 事件・事故等発生時の連絡網の体制（学内）

Chart 3: System for Contacting the Concerned Parties on Campus in the Case of Emergency (in campus)

代表 : 059 (232) 1211

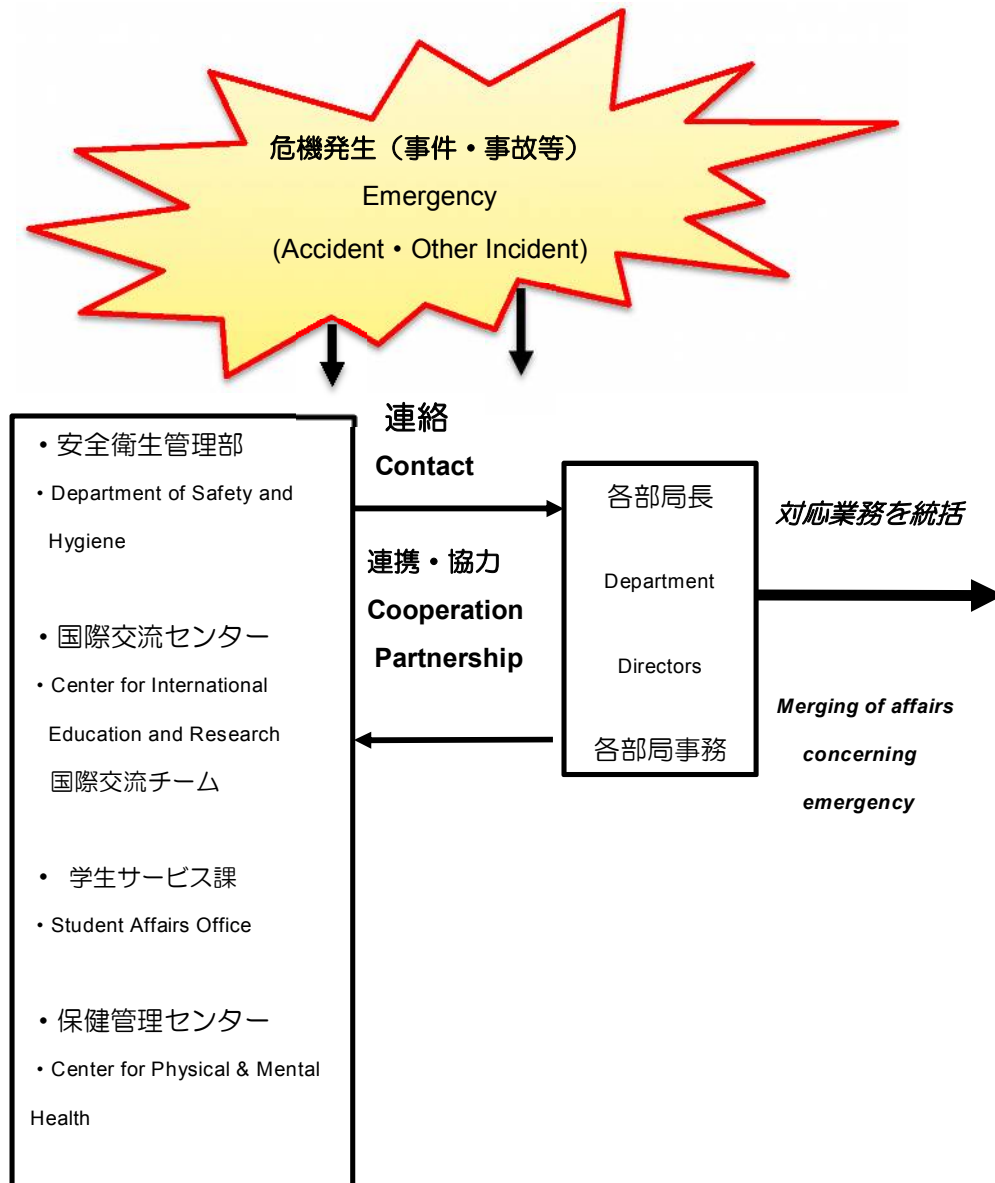
ダイヤルイン : 059 (231) xxxx

時間内電話番号（内線番号）



別表4 事件・事故等発生時の対応体制

Chart 4: Emergency Response System (for accidents or other incidents)



対策チーム編成 Organization of emergency team

(業務内容)

- 初動対応を必要に応じて行う
- 部局内の関係者と連絡協議
- 外部機関等との連絡調整
- 警察・病院・入管・保険会社等との連絡などのための対応窓口設置
- 母国の家族・大学等との連絡・調整

(Details)

- Take action at the initial stage
- Confer with the persons concerned in each department
- Coordination of contact with outside
- Establishment of a venue for emergency measures to contact the police, hospitals, the Immigration Bureau, insurance agencies and other pertinent agencies
- Coordination of contact with the student's family, university, etc.

(担当業務)

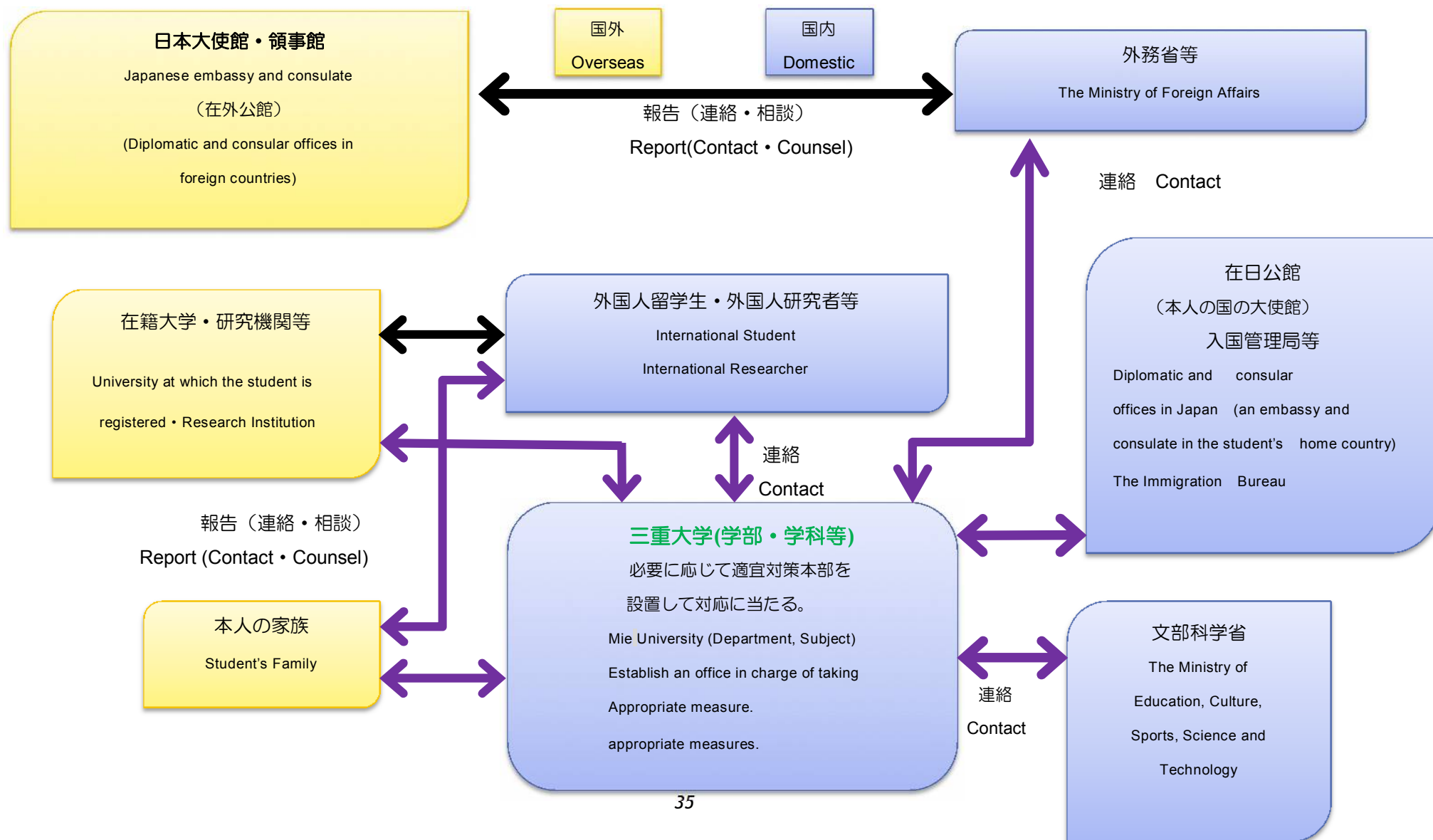
- 1 事件・事故等発生時の学内連絡網は、原則として別表3に準じて行うものとする。
- 2 事件・事故等発生時の連絡を受けた各部局長等は、対策チームを編成し、対策業務を統括する。
- 3 対策チームを編成した当該部局は、適宜、保健管理センター、学生サービス課、国際交流チームと連携・協力して対策業務を行う。

(The following affairs must be taken charge of:)

- 1 In the case of accidents or other incidents, contact between the concerned parties on campus should as a rule take place based on Chart 3.
- 2 Each department director that has received contact should organize an emergency response team and unify the efforts of each.
- 3 The departments by which emergency response teams have been organized must carry out emergency measures in coordination with and with the cooperation of the Center for Physical & Mental Health, Student Affairs Office, Center for International Education and Research.

別表5 外国人留学生等に対する危機管理対応体制（国内・学外連絡網）

Chart 5: Safety Management System for International Students (within Japan • off campus)



三重大学における国際交流等に伴う危機管理対策要項

三重大学における国際交流等に伴う危機管理対策要項

[平成 17 年 7 月 28 日 学長裁定]

(目的)

第1条 この要項は、三重大学（以下「本学」という。）における国際交流を推進する過程において発生する様々な事象に伴う危機に迅速かつ的確に対処するため、その危機管理体制、対処方法等に関し必要な事項を定め、もって本学の国際交流を進める際の教職員及び学生の安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局 本部事務機構、各学部、各研究科、各附置研究所、各附属病院、附属図書館、各学内共同教育研究施設、各全国共同利用施設及びその他これらに相当する組織をいう。
- (2) 部局長 前号に規定する部局の長をいう。

(対象とする事象)

第3条 この要項に定める危機管理の対象とする事象は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本学の教職員及び学生が海外において行う教育研究活動の遂行に重大な支障のある問題
- (2) 本学の外国人留学生及び外国人研究者等が行う教育研究活動の遂行に重大な支障のある問題
- (3) 本学の教職員及び学生の海外における安全に係わる重大な問題
- (4) 本学の外国人留学生及び外国人研究者等の安全に係わる重大な問題
- (5) 本学に対する社会的信頼を損なう問題
- (6) その他前各号に相当するような事象であって、組織的・集中的に対処することが必要な問題

(学長等の責務)

第4条 学長は、この本要項に定める危機管理を統括する責任者として、本学における危機管理体制、対処等に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 各部局長は、当該部局における危機管理体制、対処等に関し必要な措置を講じなければならない。

(危機管理体制の充実のための措置等)

第5条 学長及び部局長は、危機管理に関する資料の配付、研修の実施等により、日常的に危機管理体制の充実を図るものとする。

- 2 学長及び部局長は、本要項に従い、第3条各号に規定する事象が発生し、又は発生するおそれのある場合は、速やかに本学の教職員及び学生に対し、必要な情報を提供しなければならない。

(危機に関する情報収集)

第6条 本学の教職員及び学生は、第3条各号に定める緊急に対処すべき危機事象が発生し、又は発生するおそれのある情報を得た場合は、部局長に通報しなければならない。

- 2 前項の情報を得た部局長は当該危機の状況を確認し、必要な応急措置を講ずるとともに、学長に報告しなければならない。
- 3 学長は、前項の報告を受けた場合には、当該危機の対処方針等を当該部局長と協議し、決定するものとする。

（対策本部の設置）

第7条 学長は、危機事象の対処のために必要と判断する場合は、速やかに当該事態に係る対策本部を設置するものとする。

2 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

3 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を統括する。

4 副本部長は、理事（国際担当及びリスク管理担当）をもって充て、本部長を補佐する。

5 本部員は、本部長が指名する者をもって充て、対策本部の業務を処理する。

6 対策本部の事務は、関係部局等の協力を得て、国際交流チーム及び学生サービス課並びに安全衛生管理部で行う。

7 対策本部は、危機事象への対処の終了をもって解散する。

（事案処理の特例）

第8条 学長は、事案処理に際し、教職員及び学生の生命又は身体等の保護を図るため特に必要があると認める場合であって、緊急を要すると認めるときは、必要とする役員会、経営協議会、教育研究評議会、部局長会議及び委員会等（以下「役員会等」という。）の審議を省略することができる。この場合においては、当該事案の対処の終了後に、役員会等に報告しなければならない。

2 学長は、1部局限りの危機で、当該部局限りで対処することが適切と判断する事象については、当該部局長にその対処を委ねることができる。

3 前項の場合において、当該部局長は、保健管理センター、学生サービス課、国際交流チーム等の協力を適宜得るものとする。

（学長が不在の場合の措置）

第9条 学長が外国出張等により不在の場合は、あらかじめ学長が指名する理事がこの要項に基づき、危機管理に当たるものとする。

（雑則）

第10条 この要項に定めるもののほか、本学の国際交流等に伴う危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 17 年 7 月 28 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。